

事務連絡
平成31年1月11日

各都道府県 中心市街地活性化担当部局

内閣府 地方創生推進事務局

会計検査院による「中心市街地の活性化に関する施策に関する会計検査の結果について」を踏まえた中心市街地活性化施策の推進について（通知）

中心市街地活性化の推進につきましては、平素より、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

中心市街地の活性化につきましては、「中心市街地の活性化に関する法律」（以下「中活法」という。）及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、市町村が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）の認定や認定基本計画に基づく取組に対する関係府省庁が連携した重点的な支援の実施など、国として中心市街地活性化の支援制度を運用してきているところです。

これに関し、今般、会計検査院により、「中心市街地の活性化に関する施策に関する会計検査の結果について」（平成30年12月）（以下「検査院報告」という。）が国会に報告されました。（別添資料1参照。検査院報告本体は会計検査院ホームページ参照

URL http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/30/h301221_1.html）

検査院報告においては、中心市街地の活性化を図るため、内閣府において、関係府省庁等、都道府県、市町村等と十分に連携して、今後、検査の結果及び所見に留意して、中心市街地の活性化に関する施策の実施に適切に取り組む必要があるとされています。

つきましては、検査院報告における検査の結果及び所見を踏まえ、今後の中心市街地活性化施策の推進に関して、下記のとおり通知させていただきますので、ご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今般の検査院報告に関しては、これまでの検査を踏まえるなどして、これまでも、基本方針を平成30年3月に変更し、PDCAサイクルの強化を図る観点から、「中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議」を開催して、関係府省庁間の連携強化を図るとともに、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」（以下「認定申請マニュアル」という。）や「中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル」の改訂を通じたフォローアップ内容の拡充を図ってきているところです。（別添資料2参照）

また、当事務局では、地方支分部局を含めた関係府省庁との緊密な連携の下、一元的な窓口としての役割を担っています。中心市街地活性化の支援制度について、相談を広く受け付けていますのでご活用ください。

記

【検査院報告における所見（都道府県関係）】

(1) 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について

オ 都道府県に対して、アからエまでについて、市町村がより効果的に中心市街地の活性化を推進できるよう、市町村に適時適切に助言するとともに、広域的な観点から関係市

町村の効果的な調整を図るよう努めることを周知徹底すること

(参考)

- ア 市町村に対して、基本計画の作成及び認定事業の実施に当たって、国、都道府県、市町村、協議会等の関係部局間における連携や調整を綿密に行うことの重要性を明確に示すこと、また、国としてそれらを実施するための体制の整備及び充実に努めること
- イ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、事業が円滑に実施できるよう、都道府県、市町村、民間事業者等の様々な利害関係者間で協議及び調整を十分に行うことを周知徹底するとともに、認定基本計画期間終了後も認定事業を継続して行うことの重要性を明確に示すこと
- ウ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、中心市街地の活性化を図るために、大型店の立地の抑制や誘導の対策の検討を行うよう留意事項を明確に示すこと
- エ 市町村に対して、主要事業との関係が明確で PDCA サイクルの運用が可能な指標の設定及び測定に努めること及び評価結果に応じて事業の追加や見直しを含めた認定基本計画の変更等を適時適切に実施することを周知徹底すること

<検査院報告における当該所見に係る検査結果の概要>

(都道府県における施策の実施及び支援の体制)

- 会計実地検査を行った 24 道県のうち 8 道県においては、基本計画に関する市からの相談に対応したり、道県の要望等について意見を述べたりなどして、市が基本計画の認定を申請する前に助言を行っていた。一方、中活法に基づいて認定基本計画の送付を市から受けた後に認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関して助言を行っていた道県は見受けられなかった。

(国、都道府県及び市町村間の連携状況)

- バリアフリー化、大店立地法の特例措置、中活ソフト特別交付税に係る国、都道府県、市町村等における連携等が不十分となっている。
 - ・ 大店立地法の特例措置について、会計実地検査を行った 90 市のうち特例措置を活用していなかった 65 市が所在する 21 道県のうち、15 道県においては、基本計画の作成時に市町村に対して情報提供等を実施していなかった。
 - ・ 中活ソフト特別交付税について、90 市のうち 43 市では、計画における位置づけの確認等をしないまま 21 道県に対して中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業として回答し、その回答に基づき算定された中活ソフト特別交付税の交付を国から受けていた。

(都市計画手法の活用及び経済活力向上事業の実施状況)

- 24 道県のうち、広域的な土地利用や地域における商業機能の維持等の見地から、条例等において、大型店を立地できる市町村の地域や店舗面積を定めたり、大型店の立地予定の市町村及び隣接する市町村に店舗面積等を通知して中心市街地の活性化の見地から意見等を聴取したりなどしていたのは、9 道県にとどまっていた。

<上記を踏まえた留意事項>

- 中活法第 9 条第 15 項において、都道府県は、市町村に対し、認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができることとされています。
- また、基本方針において、都道府県における体制整備として以下の記載がなされています。

- ・ 都道府県は、中心市街地の活性化の重要性にかんがみ、必要な体制整備を行い、広域的観点から市町村の定める基本計画に基づく取組の効果が広く及ぶよう、市町村相互の整合性確保及び都道府県が実施する事業等であって基本計画に記載されたものについて市町村との連携促進を図ることなどを含め、市町村との十分な意見交換及び市町村への適切な支援や助言を行うことが望ましい。
 - ・ 特に、中心市街地の活性化のために郊外の大規模集客施設の立地を抑制している市町村がある一方、その隣接市町村で地域雇用創出等のために大規模集客施設を郊外に誘致するなど、市町村間の政策の違いによって中心市街地の活性化に取り組む市町村の政策効果が限定的になる場合もある。こうした課題に対応すべく、広域自治体である都道府県は、広域的観点から、市町村相互の整合性確保と連携促進を図るために指導、助言を行うなど、大規模集客施設の立地について適切な誘導を行うことが重要である。
 - ・ 都道府県は大規模集客施設の立地などの個別事項に限らず、当然ながら中心市街地の活性化全般についての市町村の身近な相談窓口としての機能も期待される。
- また、認定申請マニュアル<平成 30 年度版>において、市町村に対し、基本計画の作成に当たり、都道府県との連携に関し、中心市街地における取組の実効性を高めるため、都道府県による広域的観点からの市町村相互の整合性確保や連携促進を図る施策や留意事項等がある場合には基本計画に記載するよう求めており、その際には、都道府県に事前に相談し、必要に応じ助言を求めるなど、都道府県と必要な調整を行っていただくよう求めているところです。
- 上記を踏まえ、検査院報告の所見にも指摘されているとおり、市町村がより効果的に中心市街地の活性化を推進できるよう、市町村に適時適切に助言するとともに、広域的な観点から関係市町村の効果的な調整を図るよう、ご協力をよろしくお願いいたします。
- 特に、大規模小売店舗等の郊外への立地が進む状況において、中心市街地活性化を図るには、商業機能をはじめとするさまざまな都市機能を中心市街地において維持・向上させるための規制・誘導策を含めた取組が重要であると考えられることから、大規模集客施設の立地に関し、広域的観点から、市町村相互の整合性確保と連携促進を図るための指導、助言や広域的な調整を行うとともに、中活法に定める大店立地法の特例措置について、市町村と連携し効果的に活用が図られるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。
- また、総務省の中心市街地活性化ソフト事業については、総務省自治行政局地域振興室から各都道府県市町村担当課宛に発出された平成 30 年 9 月 14 日付け事務連絡「中心市街地活性化基本計画における事業に係る特別交付税措置について（通知）」に基づき、適切に対応していただくよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

(以上)

【担当】

内閣府 地方創生推進事務局

中心市街地活性化担当：伊藤、鈴木、
宇留野、小梶

TEL：03-5510-2209 FAX：03-3591-8801

e-mail：g.chukatsu@cao.go.jp

中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について

中心市街地の活性化を図るために、内閣府において、関係府省庁等、都道府県、市町村等と十分に連携して、今後、次の検査の結果及び所見に留意して、中心市街地の活性化に関する施策の実施に適切に取り組む必要がある。

1 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について

○国は中心市街地活性化本部を設置して8府省庁で支援措置を整備し、市町村は中活課室等の設置等により実施体制を充実させている。一方、バリアフリー化、大店立地法の特例措置、中活ソフト特別交付税に係る国、都道府県、市町村等における連携等が不十分となっている。

所見:市町村に対して、国、都道府県、市町村等の関係部局間における連携等を綿密に行うことの重要性の明確化。国としてそれらを実施するための体制の整備充実に努めること

○国は、28年度末までに141市の211計画を認定して、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化の取組を支援（国庫負担額8700億余円）しているが、90市134計画のうち、認定基本計画期間が終了した74市80計画について、認定基本計画期間終了時に76計画では一部ハード事業が未完了、53計画ではソフト事業（主要事業）が一部未継続となっている。

○90市のうち、店舗面積1万㎡以上の大型店の面積が中心市街地外に増加していたのは、多重制限未実施市78市で30%、多重制限実施市12市で16%、店舗面積5千㎡以上の大型店の面積が同区域内に増加していたのは、特例措置活用市25市で32%、特例措置未活用市65市では16%、広域的な商業機能の維持等のための条例等を定めていたのは9道県となっている。

○74市80計画239指標のうち、70%が目標値未達成、このうち67%が基準値未達成。他計画の効果を含まず目標値を算定しているのが16市18計画、定期フォローアップにおいて認定基本計画期間終了時点で目標達成が困難であるとされた50指標のうち認定基本計画の見直し未実施が26指標、最終フォローアップ後の実績値の測定、評価の未実施が43指標となっている。

所見:市町村に対して、事業が円滑に実施できるよう、利害関係者間で協議等を十分に行うことを周知徹底、認定基本計画終了後も認定事業を継続すること、大型店の立地の抑制や誘導のために留意事項を明確に示すこと。PDCAサイクルの運用が可能な指標の設定等に努めること、評価結果に応じて事業の追加等を含めた認定基本計画の変更等を実施することを周知徹底すること。都道府県に対して、広域的な観点から関係市町村の効果的な調整を図るよう努めることを周知徹底すること

2 中心市街地の活性化に関する施策の有効性について

○18年度から28年度までの支援措置1,063措置のうち619措置が未活用となっている。支援措置の活用のための情報提供、留意事項の周知が不十分となっている。

○認定基本計画の実施の効果として、活性化関連一般指標が増加（上昇）しているのは10市から39市であり、増加（上昇）している市は区々となっている。特定の指標だけで中心市街地の活性化を評価するのは困難となっている。都市機能増進と経済活力向上をバランス良く推進しているのが6市、認定基本計画実施の効果が限定的となっているのが24市となっている。

○最終評価で「活性化が図られた」とする24市が目標値未達成となっており、このうち9市が基準値未達成となっている。

所見:市町村に対して、各支援措置の活用事例や留意事項を明確に示すこと。中心市街地の活性化に関する施策は、地域全体の都市機能の増進や経済活力の向上を図るためのものであることに留意して多様な指標による評価を広く検討して施策の実施に取り組むこと、認定基本計画の最終フォローアップにおける評価を適切に行うことの重要性を明確に示すこと

会計検査院「中心市街地の活性化に関する施策に関する会計検査の結果について」（会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書、平成30年12月）抜粋

2 所見

我が国の社会経済情勢は、人口減少、少子高齢化の進展、公共公益施設等の郊外立地の増加、IT技術を活用した電子商取引の普及拡大等、大きく変化している。

このような状況の下、国は、中心市街地の活性化は地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療及び福祉機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要であるとしており、各府省庁における地方創生等の取組と有機的に連携しながら、国を挙げて総合的な支援をすることとしている。

上記を踏まえ、国は、旧法を18年に改正するなどして、中心市街地の活性化に取り組んでいる。

中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について、国は、中心市街地活性化本部を設置し、支援措置の整備を行い、市では、中活課室等を設置するなどして、実施体制の充実が図られてきているが、基本計画の作成や認定事業の実施に当たって、国、道県、市等における連携等が十分に図られていない状況となっていた。また、国は、28年度末までに141市の211計画を認定して、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化の取組を支援（国庫負担額8700億余円）し、各市においては、新たな評価制度の下、定期フォローアップや最終フォローアップにより認定基本計画の評価を行ってきているが、認定基本計画期間終了時に認定事業が完了していなかったり、評価結果が中心市街地の活性化に係る取組に十分反映できていなかったりしている状況となっていた。

そして、中心市街地の活性化に関する施策の有効性について、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化に取り組む、設定した目標値を全て達成している市がある一方で、全て達成できていない市もあり、また、各種指標の数値においても増加したり、上昇したりしているものと減少したり、下落したりしているものが混在していて、一部の市では認定基本計画の実施の効果が推定できるものの、その効果が確認できない市も多数見受けられた。

このように、認定基本計画実施の効果の発現状況は区々となっていて、今後の中心市街地の活性化に関する施策の展開の課題となっている。

については、国として、社会経済情勢が大きく変化している中であって、国民生活の向上と健全な発展に向けて、中心市街地の活性化を図るために、内閣府において、関係府省庁等、都道府県、市町村等と十分に連携して、今後、次の点に留意して、中心市街地の活性化に関する施策の実施に適切に取り組む必要がある。

(1) 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について

- ア 市町村に対して、基本計画の作成及び認定事業の実施に当たって、国、都道府県、市町村、協議会等の関係部局間における連携や調整を綿密に行うことの重要性を明確に示すこと、また、国としてそれらを実施するための体制の整備及び充実に努めること
- イ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、事業が円滑に実施できるよう、都道府県、市町村、民間事業者等の様々な利害関係者間で協議及び調整を十分に行うことを周知徹底するとともに、認定基本計画期間終了後も認定事業を継続して行うことの重要性を明確に示すこと
- ウ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、中心市街地の活性化を図るために、大型店の立地の抑制や誘導の対策の検討を行うよう留意事項を明確に示すこと
- エ 市町村に対して、主要事業との関係が明確でP D C Aサイクルの運用が可能な指標の設定及び測定に努めること及び評価結果に応じて事業の追加や見直しを含めた認定基本計画の変更等を適時適切に実施することを周知徹底すること
- オ 都道府県に対して、アからエまでについて、市町村がより効果的に中心市街地の活性化を推進できるよう、市町村に適時適切に助言するとともに、広域的な観点から関係市町村の効果的な調整を図るよう努めることを周知徹底すること

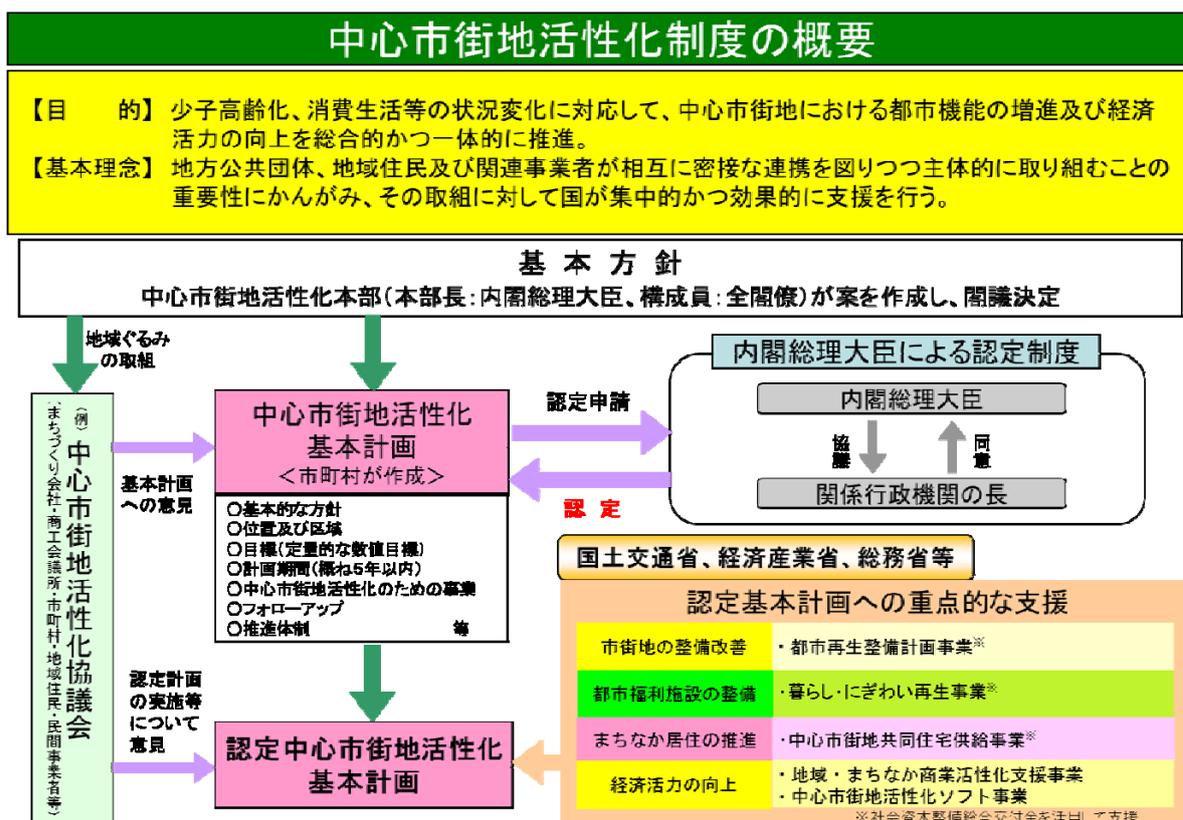
(2) 中心市街地の活性化に関する施策の有効性について

- ア 市町村に対して、基本計画を作成するに当たり地域に合った支援措置を適切に選択して活用して、中心市街地の活性化に資することが可能となるよう各支援措置の活用事例や留意事項を明確に示すこと
- イ 市町村に対して、中心市街地の活性化に関する施策は、地域全体の都市機能の増進や経済活力の向上を図るためのものであることに留意して多様な指標による評価を広く検討して施策の実施に取り組むことの重要性を明確に示すこと
- ウ 市町村に対して、認定基本計画の最終フォローアップにおける評価を適切に行うことの重要性を明確に示すこと

会計検査院としては、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たすものであり、その活性化が我が国における地域活性化の重要な施策の一つであることから、国、地方公共団体の中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について、今後も引き続き検査していくこととする。

中心市街地活性化支援制度について

「中心市街地の活性化に関する法律」(平成 10 年法律第 92 号)に基づく基本計画の認定制度は、市町村が、地域住民、関連事業者等の様々な主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化、ひいては当該地域の活性化にも応じた取組施策を推進するための基本的な計画を作成し、内閣総理大臣がその認定を行います。政府は認定を受けた基本計画に基づく事業及び措置に対して、府省庁の縦割りを排し、ワンストップで各々の関係施策を総合的かつ一体的にワンパッケージで、集中的かつ効果的に支援を実施するものです。



【参考資料】

関連法令・閣議決定等 (ウェブサイト)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/kankeihourei.html>

中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル(平成30年度版)について(ウェブサイト)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/ninteisinsei_manual.html

中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル(平成30年3月)について(ウェブサイト)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/pdf/tyukatsu_followupmanual.pdf

中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議について

平成 30 年 3 月 30 日に閣議決定された「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更に基づき、「中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、定期的に情報共有等を行い、中心市街地活性化に向けた関係府省庁の連携強化を図ることとしています。

【参考資料】

中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議について(ウェブサイト)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/renrakukaigi/kaigi.html>